

議 事 録

会議の名称	太子町男女共同参画プラン策定委員会（第1回）
開催の日時	平成25年7月2日（火）13時30分～15時45分
開催の場所	太子町役場委員会室
出席した委員氏名	勝木洋子 委員長、清水英子 副委員長、 泉尾啓之 委員、三宅優一 委員、長谷川秀子 委員、 小山富美子 委員、大島八重 委員、瀧北りえ 委員、 圓尾信子 委員、小田久美子 委員
出席した庶務職員の職及び氏名	北川町長、香田総務部長、山本企画政策課長、溝端係長、 西澤主査
その他出席者	なし
議題	(1) 太子町男女共同参画プランについて (2) 第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて (3) 現行プランの達成度調査及び新プランへ追加すべき事項について (4) 住民アンケート調査（素案）について
会議の概要（結論）	別紙議事録のとおり
公開・非公開の区分	非公開
使用した資料	1 委員会次第 2 配布資料一覧 <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料① 「第3次太子町男女共同参画プラン策定体系」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料② 「太子町男女共同参画プラン策定関係法令」</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料③ 第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュール</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料④ 太子町男女共同参画プラン達成度等調査一覧表</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料⑤ 第3次太子町男女共同参画プラン追加施策等調査結果</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px;">会議資料⑥ 太子町男女共同参画プラン住民アンケート（案）</div> 参考資料 ・『太子町男女共同参画プラン』（第2次） ・国プラン『第3次男女共同参画基本計画』 ・県プラン『新ひょうご男女共同参画プラン21』
連絡先	総務部 企画政策課 TEL:079-277-5998 FAX:079-276-3892 E-mail:kikaku@town.hyogo-taishi.lg.jp

## 1 開会

事務局： それでは、定刻となりましたので、ただ今から第 1 回太子町男女共同参画プラン策定委員会を開会させていただきます。

私は、企画政策課長の山本でございます。本日の司会進行を務めさせていただきますのでよろしくお願いいたします。

## 2 委嘱状交付

事務局： それでは、まず初めに、委員の皆様方に、北川町長から委嘱状を交付いたします。順次、交付いたしますので、自席にてお受取りくださるようお願いいたします。それでは、よろしくお願いいたします。

委嘱状交付者：勝木洋子 委員、清水英子 委員、泉尾啓之 委員、  
三宅優一 委員、長谷川秀子 委員、小山富美子 委員、  
大島八重 委員、瀧北りえ 委員、圓尾信子 委員、  
小田久美子 委員 計 10 名

## 3 町長あいさつ

町 長： 第 1 回太子町男女共同参画プラン策定委員会の開催にあたり、一言あいさつをさせていただきます。

梅雨晴れの日、夏本番を思わせる強い日差しとなりました本日、委員の皆様方には大変ご多用の中、ご出席いただきまして誠にありがとうございます。

また、日頃より、本町行政各般にわたり、ご理解とご協力を賜っておりますことお礼申し上げます。

先ほど、太子町男女共同参画プラン策定委員の就任につきまして、快くお引き受けいただいた方々と公募によってご参加いただいた方々の総勢 10 名の皆様、委嘱状を交付させていただいたところでございますが、お顔を拝見いたしますと、それぞれの分野で大変ご活躍いただいている方々ばかりでございます。心強く感じ、非常に嬉しく思っております。

さて、太子町の男女共同参画行政といたしましては、国における平成 11 年「男女共同参画社会基本法」の施行、翌 12 年の「男女共同参画基本計画」策定を踏まえ、平成 16 年に第 1 次プラン、平成 21 年に第 2 次プランを策定し、男女が社会の対等な構成員としてともにいきいきと暮らすことができる社会の実現をめざし、さまざまな取り組みを進めてまいりました。

しかしながら、生活意識や価値観の変化、家族形態の多様化など、社会情勢の急速な変化に直面するなか、町民ひとりひとりが真に豊かで安心と生きがいを持てる生活を実現するため、町の現状を踏まえた、DV 対策基本計画などを盛り込んだ計画に見直す必要があることから、第 3 次太子町男女共同参画プラン策定作業に取り組むこととなりました。

プランの策定体制につきましては、町職員で組織する「太子町男女共同参画プラン策定推進本部」と、「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」を設置し、細部について調査検討及び素案作成を行います。その後、この「太子町男女共同参画プラン策定委員会」にて、最終的にプランの素案を諮問させていただきます。

委員の皆様におかれましては、「第3次太子町男女共同参画プラン」策定にご協力いただくこととなりますが、それぞれのお立場での忌憚無きご意見をお出しいただき、「和のまち太子」にふさわしいプランとなりますよう、お願い申し上げ、簡単ではございますがご挨拶とさせていただきます。

#### 4 委員紹介

事務局： ここで、委員の皆様方を順次ご紹介させていただきます。

時間の関係もございますので、私からお名前をお呼びいたしますのでその場でご起立をお願いいたします。

なお、名簿につきましては、事前に配布いたしました会議資料2の3ページに委員名簿を記載しておりますので、ご覧いただきながらご紹介させていただきます。名簿は順不同でございます。

学識経験者といたしまして、親和女子大学 発達教育学部 児童教育学科教授勝木洋子様です。

男女共同参画学習アドバイザー 清水英子様です。

民間企業又は公共的団体の推薦する者といたしまして、株式会社東芝姫路半導体工場 管理部総務安全担当グループ長泉尾啓之様です。

教育関係機関に属する者といたしまして、太子町社会教育主事三宅優一様です。

太子町男女共生セミナー修了者といたしまして、長谷川秀子様です。

兵庫県男女共同参画推進員といたしまして小山富美子様です。

同じく大島八重様です。

同じく瀧北りえ様です。

公募により選任した者としまして、圓尾信子様です。

同じく小田久美子様です。以上10名の皆様です。

第3次太子町男女共同参画プラン策定完了予定の平成26年3月31までが任期となっております、どうぞよろしく願いいたします。

続きまして、事務局関係を紹介させていただきます。

改めまして、町長の北川嘉明です。

総務部長の香田です。

事務担当の企画政策課係長の溝端です。

同じく、事務担当の西澤です。

最後に、事務統括をいたします 私企画政策課長の山本です。

今後ともどうぞよろしく願いいたします。

ここで、北川町長と香田総務部長は別途公務がありますので退席いたします。

よろしく願いします。

#### 5 太子町男女共同参画プラン策定委員会について

事務局： 続きまして、太子町男女共同参画プラン策定委員会について、でございます。

「太子町男女共同参画プラン策定委員会条例」及び「太子町男女共同参画プラン策定委員会規則」に基づいて、説明をさせていただきます。

また、太子町男女共同参画プラン策定推進体制の概要についても、併せて、担当から

説明を申し上げます。

事務局： 担当の溝端です。よろしく申し上げます。

まず本日の資料について、確認させていただきます。

26日付けで送らせていただきました会議資料と最初に委嘱依頼とともに送付いたしました太子町の現行プランは本日ご持参いただきましたでしょうか。お持ちでない方がいらっしゃいましたら予備がございますのでお知らせください。

また、本日机の上に置かせていただいております会議次第につきましては、事前に送付したのから変更となっておりますので差し替えをお願いします。

本日配布資料として「太子町の統計」、紙ファイルをご確認ください。

それでは、太子町男女共同参画プラン策定委員会について説明させていただきます。会議資料①②をお手元にお出してください。

まず、会議資料①「第3次太子町男女共同参画プラン策定体系」でプランの策定推進体制の概要を説明させていただきます。

体系表の下半分の部分ですが、町職員で組織した「太子町男女共同参画プラン策定推進本部」と、「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」の二つの町内部組織で、プラン策定に関する調査検討及び素案作成を行います。

その後、この「太子町男女共同参画プラン策定委員会」にて、最終的にプランの素案を諮問させていただくという流れが簡単なこのプランの推進体系となっております。

次に、この委員会の具体的な組織や業務内容委員会運営につきましての説明をさせていただきます。

会議資料②をお手元をお願いします。

会議資料②は「太子町男女共同参画プラン策定関係法令」といたしまして、町で定めた、この委員会に関する条例、規則、職員で構成する推進本部とプロジェクトチームの設置要綱と、男女共同参画プラン策定及び次のプランに盛り込む予定のDV対策基本計画策定の根拠となる国の法律の抜粋をまとめたものとなっております。

この資料②の1ページからの「太子町男女共同参画プラン策定委員会条例」をご覧ください。第1条より順に説明させていただきます。

設置につきまして、第1条 地方自治法第138条の4第3項の規定に基づき、太子町男女共同参画プラン策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

この地方自治法第138条とは『普通地方公共団体は、法律又は条例の定めるところにより、執行機関の附属機関として自治紛争処理委員、審査会、審議会、調査会その他の調停、審査、諮問又は調査のための機関を置くことができる。ただし、政令で定める執行機関については、この限りでない。』とあり、この委員会はこの地方自治法を根拠として設置されています。

次に担任事項としたしまして、第2条 委員会は、次に掲げる事項の調査、審議を行う。(1) 男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関すること。(2) 前号に掲げるもののほか、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。

この2点を担任事項としております。

次に、組織としては、第3条 委員会は、委員10人以内で組織する。

第2項 委員は、次に掲げる者のうちから町長が委嘱する。

「学識経験のある者」といたしまして2名、「民間企業又は公共的団体の推薦する者」といたしまして1名、「教育関係機関に属する者」といたしまして1名、「太子町男女共生セミナー修了者」といたしまして1名、「兵庫県男女共同参画推進員」といたしまして現在ご活躍いただいております3名、「公募により選任する者」といたしまして2名の計10名の委員構成となっており、委員名簿につきましては同じ資料の3ページをご参照いただきますようお願いいたします。

続いて第3項、委員の任期は、平成26年3月31日までとする。ただし、欠員が生じた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間と設定しております。

次に、委員長及び副委員長につきまして、第4条、委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選によりこれを定めることとし、この後、委員長と副委員長を委員の互選により決定していただきます。

第4条第2項、委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。第3項、副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理することとしております。

次に、会議につきまして、第5条、委員会は委員長が招集し、委員長は太子町男女共同参画プラン策定会議（以下「会議」という。）の議長となる。第2項、委員会は、委員の2分の1以上の者が出席しなければ会議を開くことができない。第3項、委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

続いて、意見等の聴取といたしまして、第6条、委員会は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求めて意見又は説明を聴くことができる。

庶務につきましては、第7条、委員会の庶務は、総務部企画政策課において処理すると規定しています。

最後に、補則として、第8条、この条例に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、規則で定めるとの規定により、4ページ以降の「太子町男女共同参画プラン策定委員会規則」により委員会について運営に関する必要な事項を規定しています。

続きまして、その委員会運営に関し必要な事項を定めた「太子町男女共同参画プラン策定委員会規則」の説明をさせていただきます。同じ資料4ページをお開けください。

目的につきましては、第1条、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例第8条の規定に基づき、委員会の議事及び運営について必要な事項を定めることを目的とする。

招集方法につきましては、第2条、委員長は、委員会を招集しようとするときは、委員会開催日の3日前までに、開催の日時及び場所を委員並びに関係者に議案を添えて通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

会議録について、第3条、委員長は、次に掲げる事項を記載した会議録を調製しなければならない。会議録の内容については、(1)委員会の日時及び場所、(2)出席した委員、関係者の氏名、(3)案件の内容、(4)審議経過及び結果、(5)その他会議において必要と認められた事項の以上5点とし、第2項、会議録に署名する委員は2名とし、委員長が指名することとしています。

この、署名委員につきましては、会議ごとに委員長からご指名いただきます。本日の署名委員はこの後、委員長よりご指名いただきます。

最後に、補則といたしまして、第4条、この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し疑義が生じた場合は、委員長が委員会に諮って定める。

以上がこの委員会の設置に関する条例と運営に関する規則の説明となります。

続きまして同じ資料の、5ページ以降は役場内部の組織について定めた「推進本部」と「プロジェクトチーム」の設置要綱となっております。要綱の後に各名簿をつけておりますのでご確認願います。この、「推進本部」と「プロジェクトチーム」でこの委員会でご審議いただく資料や最終的に諮問させて頂くプランの素案を作成いたします。

法令に基づき、委員会とその果たす役割、並びに、策定体系についての説明を以上で終わらせていただきます。

事務局： ただ今の太子町男女共同参画プラン策定委員会並びに太子町男女共同参画プラン策定推進体制の概要に関しまして、ご質問はございますでしょうか。

特にないようでございますので、ご確認いただいたものといたします。

## 6 委員長、副委員長の選出

事務局： 続きまして、この委員会の委員長・副委員長の選出でございます。太子町男女共同参画プラン策定委員会設置要綱第4条第1項により、委員の互選により、これを定めることとなっております。

どなたかご推薦等意見がございましたら、よろしくお願いします。

三宅委員： 事務局一任でどうでしょうか。

事務局： よろしいでしょうか。

ただ今、三宅委員より事務局一任の発言がありました。事務局より委員長・副委員長を指名させていただいてよろしいでしょうか。

委員： （拍手：異議なし）

事務局： ご異議がないようですので、事務局より委員長・副委員長を指名させていただきます。

それでは、委員長に、勝木洋子委員を指名させていただきます。

勝木委員におかれましては、現在、親和女子大学で発達教育学部児童教育学科の教授を務められ、子ども健康学・男女共生教育をご専門とされるとともに、永年のご経験から、兵庫県や県内市町の男女共同参画プランに関する委員会や審議会委員を歴任されるとともに、県内外で講演会講師を務められるなど、男女共同参画分野で高いご見識をお持ちでいらっしゃいます。

また、太子町で最初の男女共同参画プラン策定時である平成5年当時、策定委員会委員長としてご尽力いただいた経緯もあり、太子町のあゆみをご理解いただいていることから、事務局から委員長に推薦させていただきます。

委員長に勝木洋子委員を選出することにご異議ございませんか。

委員： （拍手：異議なし）

事務局： ご異議がないようですので、委員長に勝木洋子委員を選出することに決定いたしました。

次に、副委員長に、清水英子委員を指名させていただきます。

清水英子委員におかれましては、男女共同参画とキャリア支援を専門分野とされ、兵庫県や県内市町で情報アドバイザーやキャリアアドバイザーとして、また、関西学院大学では男女共同参画推進コーディネーターとしてご活躍され、男女共同参画分野において精通していらっしゃいますので、事務局より副委員長に推薦させていただきます。

清水英子委員を副委員長に選出することにご異議ございませんか。

委員：（拍手：異議なし）

事務局：ご異議がないようですので、副委員長に清水英子委員を選出することに決定いたしました。

ただ今、委員長に選出されました勝木委員におかれましては、太子町男女共同参画プラン策定委員会条例第5条第1項に基づきまして、会議の議長を務めていただきますので、議長席にお座りください。

また、清水委員長におかれましては、勝木委員長を補佐していただき、委員長が欠けたときは、その職務の代理をお願いします。副委員長席にお座りください。

それでは、代表しまして勝木委員長からごあいさつをいただきたいと存じます。

## 7 委員長あいさつ

勝木委員長：失礼します。皆様改めまして勝木洋子と申します。第1次太子町男女共同参画プランの策定委員の時はお隣の姫路に住んでおりましたが、今は神戸に住んでいます。

また、副委員長の清水さんも姫路市民でいらっしゃいますので二人とも太子町民ではないのですが、皆様方のご協力を得ていいプランをつくっていききたいという思いを持っています。事務局の協力はもちろんですが、委員の皆様ひとりひとりの貴重なご意見を伺いたいと思っております。どうぞよろしく願いいたします。

先程、事務局より太子町男女共同参画プラン策定委員会条例について説明がありましたが、当委員会の担任意務としまして、①男女共同参画社会づくりの課題と具体的な取組みに関する事。②その他、太子町男女共同参画プランを策定するために必要なこと。について、調査及び審議を行うことがこの会の主旨となっております。

事務局の説明を受けながら私たちの意見を反映していきたいと思っておりますのでよろしく願いいたします。

## 8 議事録署名委員の指名

勝木委員長：まず、最初に議事録署名委員の指名をいたします。太子町男女共同参画プラン策定委員会規則第3条第2項の規定に基づきまして、私が指名させていただきます。

議事録署名委員には、泉尾啓之委員と小田久美子委員の両氏を指名いたします。

お二人の委員の方には、後日、事務局がまとめました議事録をご確認のうえ署名をお願いいたします

議事の前に一点、事務局より報告がございますので、説明を求めます。

事務局：一点お断りをさせていただきます。太子町男女共同参画プラン策定委員会条例第2条の担任意務について、担当より説明を申し上げましたが、その担任意務であります「第3次太子町男女共同参画プラン」の策定につきましては、町長から当委員会へ諮問をさせていただきます、当委員会から答申をいただく手順となりますが、諮問時期については、これから実施するアンケート結果を盛り込んだ「第3次太子町男女共同参画プラン(案)」

を策定予定の12月頃とさせていただきたいと考えております。

## 9 議事

### (1) 太子町男女共同参画プランについて

勝木委員長： それでは、議事（1）太子町男女共同参画プランについて、事務局の詳細説明を求めます。

事務局： それでは、議事（1）の太子町男女共同参画プランについて説明いたします。

お手元に第2次プランをお出してください。

まず、男女共同参画の計画策定の趣旨と国県の動きについて説明させていただきます。

近年の少子高齢化の進行、家族形態の多様化、経済の長期低迷などの社会情勢の急速な変化に対応し乗り越えていくためには、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる「男女共同参画社会」の実現が必要となっています。

この男女共同参画社会の実現を目指すため、国としては、平成11年に「男女共同参画基本法」を策定施行し、翌年には計画年度を平成13年度から17年度とした「男女共同参画基本計画」が策定され、その後、社会情勢の変化などにより2度の改正がなされ、現在は平成23～27年度を計画年度とした第3次プランにおいて男女共同参画社会の実現に向けて取り組んでいます。

また、県についても国と同じ計画年度で県の「男女共同参画プラン」を策定し推進しております。

太子町につきましては、2次プランの6ページ（3）太子町の動きのページをご覧ください。

太子町の動きといたしましては、国内外で、女性問題への関心が高まるなか、太子町では、かねてから女性の意見を町政に反映したいという考えから女性の社会参画の支援に努めてきました。

平成11年6月に「女性セミナー」を開講し1期生から3期生までが、女性の意識と能力の向上を図るため2年間学習し、その成果を「太子町模擬議会」、「寸劇」、「紙芝居」として発表しました。平成17年には、地域リーダーの育成を図るため「ファミリーリーダー養成講座」を開講し、平成18年にはこれらのセミナー受講生有志によるグループが活動を開始し地域リーダーとして活躍されています。

また、平成14年には、「男女共同参画社会についての町民アンケート調査」を実施し、町民の意識や実態の把握を行い、翌年の平成15年には、学識経験者や住民で組織する「太子町男女共同参画プラン策定委員会」を設立し、庁内においても計画を全庁的に進めるために「太子町男女共同参画推進本部」と「太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチーム」を設置しました。

それぞれの委員会では、国内外の新しい動きや町施策の推進状況を踏まえ計画の策定について審議が進められ、平成16年6月に「太子町男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた取り組みを進めてきました。

しかし、性別による固定的な役割分担意識やそれに基づく社会慣行は依然として根強く、さまざまな分野で解決しなければならない多くの問題が残されています。そこ

で、平成 21 年 3 月、本町の現状を踏まえた施策を推進していくため平成 16 年に策定した太子町男女共同参画プランを改訂し、平成 21 年度から 25 年度までに実施する具体的施策を見直しました。

これにより、第 2 次プランを策定し様々な取組を推進し、計画最終年度である今年度において、次期第 3 次プランの策定に取り組むこととなった次第でございます。

続いて、7 ページのプランの性格のページをお開けください。ここで、太子町のプランの性格を説明させていただきます。

(1) このプランは、「男女共同参画社会基本法」並びに「ひょうご男女共同参画プラン 21」の考え方、基本理念を勘案し、太子町が取り組むべき基本的方向や具体的施策を明らかにしたものです。

(2) この計画は、太子町における男女共同参画社会の形成のための基本指針であり、「和のまち太子第 4 次太子町総合計画」のもと、他の計画との整合性を図りながら、各分野における男女共同参画に関する施策を総合的、計画的に推進するためのものです。

(3) 施策の推進にあたっては、行政のみならず、町民をはじめ、事業所、各種団体、グループ、NPO 等の主体的な参画と協働のもとに進めていくものです。

太子町男女共同参画プランと主な関連計画と上位計画につきましては下の図のとおりとなっております。

続いて、プランの期間につきまして 8 ページをご覧ください。

このプランの目標年度は、平成 21 年度から平成 25 年度までの 5 年間とします。ただし、国内外の動向や社会情勢の変化などに対応した施策を進めるため、必要に応じて見直しを行います。計画の目標は次のように分類しています。

すでに実施していて、今後さらに充実していくものを「充実」、今後実施していくものを「推進」として目標設定しております。

つづきまして、プランの基本的な考え方といたしまして、10 ページをお開き下さい。

基本理念といたしまして、日本国憲法は、「すべての国民は、法の下に平等であって、人種、信条、性別、社会的身分又は、門地により、政治的、経済的又は社会的において、差別されない」として、基本的人権の尊重と法のもとの平等を掲げ、一切の差別を禁止し人々が「等しく」「自由」で豊かに生きる権利を保障しています。

このような「人権尊重」の考え方をプランの基本理念として、新しい男女のあり方を見つけることによって、あらゆる面で男女が自立し、共に責任を分かち合う対等なパートナーシップが確立でき、共に豊かな充実した生活を送ることができる男女共同参画社会の実現をめざします。

「た」互いの人権を尊重し、「い」意識を変えよう男女の参画、「し」信頼し合える社会づくり。

次に 2. 基本目標といたしまして、(1) 一人ひとりの人権を尊重し合える人づくり (2) 男女があらゆる分野に平等に参画するためのしくみづくり (3) 男女共同参画を支える社会づくり (4) 町民と行政のパートナーシップによる男女共同参画のまちづ

くり、以上4点を基本目標としております。

次に11ページをお開け下さい。3.優先すべき取り組みといたしまして、こちらは、男女共同参画を推進する計画の28施策のうち、太子町男女共同参画プラン策定プロジェクトチームで強調された点を踏まえ、5か年の計画期間中に行わなければならない施策を「重点施策」とし、特に推進しています。なお、第Ⅲ章の「具体的施策」欄に【重点施策】と表記しています。例として19ページをお開き下さい。こちらの最初の具体的施策が重点施策となっております。このように表記しているものが重点施策です。

2次プランでの優先すべき取り組みは「①性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しと男女平等の意識形成」「②男女の平等な社会づくりに向けた啓発と促進」「③男女共同参画社会を支える子育て支援、介護支援への理解の浸透」「④男女共同参画の推進のための拠点の設置の検討」以上の4点でございます。

続きまして、14ページをお開けください。施策の体系について説明させていただきます。

このプランにおける施策の体系は、12の基本課題、28の施策の方向および95の具体的施策により構成されており、具体的にはこの表のとおりとなっております。

この施策の達成度の調査結果につきましては、議題の3で説明させていただきます。以上で太子町男女共同参画プランの説明を終わります。

勝木委員長： ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。少し量が多かったので大変だったと思います。これは現行プランでありますのでご意見は特にないとは思われますが、それでは、このまま次の議題に移ってもよろしいでしょうか。もし疑問点が湧いてきましたらいつでもご発言下さい。

## (2) 第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて

勝木委員長： それでは意見等が無いようですので、続きまして、議事(2)第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて事務局の詳細説明を求めます。

事務局： それでは、議事(2)の第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて説明させていただきます。会議資料の③をお手元をお願いします。

こちらは委員会、庁内推進本部と庁内プロジェクトチームのスケジュールとなっております。まず、この委員会は全3回を予定しております。

今回の第1回の議題といたしましては(1)太子町男女共同参画プランについて、(2)第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールについて、(3)現行プランの達成度調査及び新プランへ追加すべき事項について、(4)住民アンケート調査(素案)について の以上4件であります。

この委員会の終了後、速やかに住民アンケートを実施し、12月に予定しております第2回の委員会までに、推進本部とプロジェクトチームにおいてアンケート結果を基にプランの素案を作成し、第2回委員会で諮問させていただきます。

その第2回委員会のご意見をもとに、最終案を作成し、2月か3月に予定しています最終の第3回委員会にて最終案の諮問を行い、3月末までにプラン策定完了の予定とし

ております。

以上が、第3次太子町男女共同参画プラン策定スケジュールの説明とさせていただきます。

勝木委員長： ただ今の説明に対しまして、何かご質問・ご意見等がございましたら、承りたいと存じます。

### (3) 現行プランの達成度調査及び新プランへ追加すべき事項について

勝木委員長： ご意見、ご質問等が無いようですので、それではそのまま議事(3) 現行プランの達成度調査及び新プランへ追加すべき事項について事務局の詳細説明を求めます。

事務局： それでは会議資料の④をお手元にお願いします。

太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表のうち、時間の関係で特に優先すべき取り組みといたしました「重点施策」についての各課の達成度調査結果をご紹介します。

\*\*\*\*\*

※別添「太子町男女共同参画プラン達成度調査一覧表(重点施策のみ抜粋)」を朗読して説明した。

\*\*\*\*\*

長くなりましたが、現行プランの達成度調査結果についての説明は以上です。

勝木委員長： 溝端さん、ご説明ありがとうございました。

施策の方向1、9、10、14、15、16、18、19、21、24、28について、具体的施策が15ほどあったかと思えます。委員の皆さま生活の中で疑問に思われていること、発表と現状とのギャップなど、どこからでも結構ですのでご意見をいただきたいと思えます。

まず、小山さんからご意見があればおっしゃって下さい。

小山委員： 私が気になったのは、男女共同参画センターですね。センターが建たないにしろ新しい役場が出来た一角のコーナーで担当者がいて下さったら何でも言っていけるのではないかと思いました。他の市町ではセンターはなくても男女共同参画課がありますが、太子町は、町は大きいのに担当課が無いのは寂しいと思えます。

勝木委員長： ありがとうございます。24番の「男女共同参画センター的機能を有した拠点の検討」で、当然あるべきだというご意見でした。

小山委員： 当然あるべきとは言えませんが、10年前のプラン策定時にもセンター設置について審議したのですが、当時の担当者が異動されたりして進展がない状況なので、「今後検討します。」ではなかなか進展しないので新庁舎が建つタイミングで取り組んでいただきたいと思えます。

勝木委員長： それはチャンスですね。貴重な意見ありがとうございました。

他に意見ございますか。滝北委員でございますか。

滝北委員： 今の小山さんの意見と同等意見なのですが、男女共同参画センターは欲しいと思えます。新庁舎の隅にでも作っていただきたいです。担当者の方の配置と相談員とてキャリアアカウンセラーを配置し、あとはシングルマザーなどの相談窓口の設置もしていただけたらと思えます。

私は以前、姫路のイーブンニュースの編集員として2年間通わせていただき現在は「あいめっせ」の編集員として3年目でいろいろ勉強させていただいているところですが、なぜ、太子に共同参画の課がないのかと残念に思えてなりません。これだけの

課題がありますので是非検討いただきたいと思います。

もう一点ですが、子育てについてですが、就学前や子育て世代については色々な課で両親教育やセミナーやイベント相談事業をされ、小学校では父親学級やおやじの会など開催し、親が出て行こうとする姿勢が高まっています。私は、現在中学校で給食配膳の仕事をしているのですが、中学生はまだまだ両親が必要な世代です。「あいめっせ」では思春期世代のセミナーも充実されていますので、太子町でもぜひ重点事業として取り組んでいただきたいと思います。中学校のあり方や事件も耳に入ってきていると思いますが先生達だけでは大変で、重要なことだと思います。

あと、出前講座はアドバイザー養成講座を修了した方がされるのでしょうか。

事務局： 出前講座は職員が講師をさせていただいております。希望がありましたら企画政策課で受付をさせていただき実施させていただきます。

滝北委員： 女性セミナーが開かれておりまして私も二期生でしたが、またファシリテーター講座も開催されていましたが、今は全くない状態なのでしょうか。

事務局： 残念ながら、現在は予算の関係で開催していない状況でございます。

滝北委員： 経費の問題もあるでしょうが、ぜひ復活させていただきたいと思います。でしゃばった意見かもしれませんが。

勝木委員長： そんなことはございません。この委員会は、町長の諮問機関としてありますので、その答申の中に委員の皆様の意見はすべて盛り込んでいきたいと思っておりますので、男女共同参画センターの設置や、中学校世代のセミナー、ファシリテーター講座についても町で実施することを入れていきたいと思っております。

それでは次に、小田委員何かありませんか。

小田委員： 初めて参加させていただき、町が多岐にわたって事業をされていることが解りました。これから勉強させていただきますので、今日は特に意見はございません。

勝木委員長： そうですね、男女共同参画に特化した事業ではなく、広くまちづくりに関することも含まれているし、県や国と一緒にされている事業をまとめて書かれていて、純粋に太子町が男女共同参加事業として実施されている事業だけではないので、そのあたりを頭の中で整理するのが今日は大変かと思っております。

また、次回の12月に期待しています。それでは長谷川さんいかがでしょうか。

長谷川委員： 私も初めて参加させていただきますので、今後勉強させていただきます。

勝木委員長： はい。では、大島委員お願いします。

大島委員： 私も初めての参加させていただきますので、何もわからないのですが私の感じることで意見を述べさせていただきます。

現在いろんな役員をさせていただいているのですが、女性の役員が少なく、「女性はお茶くみをしなさい」という風潮が残っています。男性の意見が一番で女性の意見は二の次という状況です。やはり、役員の名をされる方はある程度年齢が高い方がなるからだと思いますが、女性は女性の立場からの意見ですのでそれはそれで聞いていただけたらと思います。

勝木委員長： 大島委員のご指摘がありました。社会教育課としてはどのような啓発をさせていただきますか。

三宅委員： いくつか出てきましたが、自治会ごとに年に3回ずつ住民学習会を実施しています。そのすべてが男女共同参画やジェンダー（社会的性差）の議題だけではないのですが、いろんな課題を学習する機会を持っています。根底にあるものは相手を思いやる尊重する心だと思います。

私は今年から担当していますが、高齢の参加者が多いので、若い人は柔軟な考えを持っていらっしゃいますが高齢者となると、「そうは言ってもな。」となってしまいます。日本はジェンダーの後進国で137ヶ国中90位（委員長：101位です。）101位ですか。政治の関係もあると思いますが。育休取得率も1%を切っている状況ですが女性の労働力も重要になっています。

また、担当をする中で一番の問題は、当事者意識を持ってもらえないということです。自分のこととしては考えられない、そこをどうして理解していただくか困っていることです。

しかし、課題を言い続けていくことが大事であり、考える基準を持ってもらわないと反省することもできませんので、今後も課題を言い続けて行きたいと思いますが、是非当事者意識をどうしたら持っていただけるのかをアドバイスいただけたらと思います。

勝木委員長： 今まではそれでよかった訳ですから反省することはないと思いますが、今後の太子町を支えていく若い世代が生きやすいかということが、重要だと思います。

私は小野市に8年関わりを持っているのですが、新聞でご覧になっていらっしゃる方もいらっしゃるかと思います、2つ大きな条例を作られています。

1つは「生活保護受給者がパチンコをしているのを発見したら通告してください」というもの。もう1つは「女性を自治会の首長や三役に登用すると10万円の助成金を支給する」というものです。

会議で最初、議題として挙がったときに私たちは反対しました。お金で女性を登用することは女性としてのプライドもあり、納得できませんでした。しかし市長は、目に見えた改革を進めていくというお考えでしたので、「助成金を支給したい。なんとか承認いただきたい。」とおっしゃられて、何度か押し戻しはあったのですが、結果として女性の役員が増えることはいいことだということで、今年から実施し、今現在6つの自治会で会計などの女性役員の登用がありました。女性が役職になられると男性の大変さがわかったり、女性目線の柔軟な意見がでたりしてよかったとの意見も出ています。

その前に、小野市は女性の市議会議員を増やす目的で、行政講座を開講されました。その中で女性が6人立候補され3人当選されました。そして全体の総数は減ったにも関わらず、今年からは女性の市議会議員は4人増えています。目に見えて変わってきています。ですからある程度、首長がドンと落とすというのも手法かと思います。

また、神戸市は女性職員の管理職登用が非常に少なくなっているため、ポジティブアクションとして、年齢層で引っ込んでいた階層を均等にすることで、女性の係長試験の適用年数を男性より短くして、能力がある女性は試験を受け受ければ登用し、子育て期間は係長になる権利をキープできる制度を導入されました。

女性だけ特別にという『アファーマティブアクション（積極的格差是正措置）』であるので当然ですが、そういった制度を利用し、女性の登用を推進しています。

普通にしていれば女性の管理職は生まれません。仕事や子育てや家事、介護すべて女性が担っている現状で女性が管理職になるのは並大抵のことではありません。特に企業のなかでも女性の管理職がないと『CSR（企業の社会的責任）』のなかでも認められないといったことは当然あります。

その関係で、企業の例で東芝の泉尾委員、何かご意見はございますか。

泉尾委員：先ほど委員長の見解でもあったように、女性管理職の登用は会社の中でも課題となっており、推進の旗は掲げているものの、実際に女性従業員のなかでスペック（仕様）的に見合う社員がいるか、興味や意欲を持っている社員がいるかとなると、実際には少なく、社内的にはミスマッチの状態であります。

しかし、数値的な目的になってしまいますが、今後も仕掛けは必要と感じます。

また、太子町プランで全般的に感じたのは、重点施策のなかで推進と充実の項目の中で新規事業が相対的に少ないと感じます。太子町独自の具体的な施策があれば教えていただけますでしょうか。

事務局：先ほどのご質問についてですが、現行プランでは目標を推進と充実で設定していますが、非常にわかりにくいので、第3次プランでは数値目標の設定を検討しております。ただしすべてに数値を設定することは難しいため、数値で表せるものに限定して設定しようと考えております。

勝木委員長：必ずしも具体的な施策と重点施策が一致していなくてもいいと思います。具体的なものを4つほどあげておいて当然推進することとしてもいいと思います。

それでは、最後にまとめる意見として、清水委員をお願いします。

清水副委員長：具体的などころまでよく事業を集めておられるなど思い、大変関心したところです。

ただこのような立派なプランを作ってしまうと、重点がぼけてしまい、15ある今の重点施策も本当に重点といえるのだろうかとか皆さんも感じられたのではないかと思います。介護であったり子育てであったり、町の他の事業でそれぞれ計画を持っておられているのですから、男女共同参画で2重3重に取り上げる必要はないのではないかと感じました。

それよりも男女共同参画事業の意識が進まないから予算も取れないし事業も進まないし、先ほどの『アフターマティブアクション（積極的格差是正措置）』を取り入れたとしても町内で受け入れられないと思います。それでしたら徹底的に意識啓発をしていき、ちょっとでもいいから事例を作っていくとかそういう重点課題のうちの重点を町内で意思の統一を図り取り組んでいくことが重要だと思います。資料の達成度調査結果を拝見して○△×で評価をさせていただいたのですが、○をつけることができる項目は非常に少ないと思います。大変失礼ですが。

勝木委員長：あと皆さんお気づきの点がありましたら、ファックスでもメールでも事務局に意見を伝えていただきたいと思います。

それでは、新プランへ追加すべき事項についてアンケートに関しまして説明をお願いします。

事務局：それでは会議資料の⑤と⑥の説明をさせていただきますのでお手元にお出してください。まず、第3次太子町男女共同参画プランに追加すべき施策について説明させていただきます。

きます。

会議資料の⑤第3次太子町男女共同参画プラン追加施策等調査結果をご覧ください。こちらの1に追加すべき施策等といたしまして、庁舎内で検討した追加すべき施策を4つあげております。

一つ目は、①DV対策基本計画についてです。こちらは別添の『「配偶者等暴力（DV）対策基本計画」策定について』をご覧ください。

〔計画策定の目的〕は、被害者支援の一連の対応における関係機関・関係各課の役割の明確化。DV被害の早期発見と早期支援体制の連携強化。DVに対する認識やDV防止に向けた教育と啓発。〔計画策定根拠〕は、国の「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」（平成13年4月公布 平成13年10月施行）によりDVに関する通報、相談、保護、自立支援等の体制を整備し基本方針を定める。その後平成19年7月に同法律改正（平成20年1月施行）により、市町における「DV対策基本計画」の策定が努力義務化されました。

法律の第2条の3、第3項市町村は、基本方針に即し、かつ、都道府県基本計画を勘案して、当該市町村における配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護のための施策の実施に関する基本的な計画を定めるよう努めなければならない。との規定により市町における計画策定が努力義務化されました。

現在の国県と県内市町の策定状況は次のとおりです。DV対策基本プランは国県が平成18年度から20年度の計画年度で第1次、平成21から25年度の計画年度で第2次プランを策定し、今年度は第3次プランの策定年度となっています。

太子町は、男女共同参画プランに盛り込むこととしたいので、今年度策定し、平成26年度から30年度を目標年度とします。

また、県内市町の策定状況は41市町のうち28市町が既に策定済みで、今年度策定予定は太子町を含めて5市町、未定は8市町となります。

続きまして、もとの資料⑤にもどります。

二つ目は、阪神淡路大震災や東日本大震災の現場での教訓を活かした、②防災・災害復旧活動における男女共同参画への取組です。避難所での配慮や、固定的な役割分担の見直し等を地域防災計画へ男女共同参画の視点を反映させたり、防災・危機管理の現場での女性の参画を推進すると共に、その知識・技術の向上に配慮する施策を盛り込みたいと考えます。また、防災リーダーの養成や、地区消防団の女性団員の募集を図り、防災現場での男女共同参画を推進したいと考えます。なお、今年度は役場女性職員等で構成する女性消防団結成を検討しております。

三つ目は、③ユニバーサルデザインに配慮したまちづくりの推進ですが、平成26年度完成予定の新庁舎建設のタイミングで現在の庁舎では実現できなかったバリアフリー化やすべての人が使いやすい公共施設と住みやすい街を目指し、ハード・ソフト両面にわたる社会のバリアフリー化を目指します。

四つ目は、④女性のエンパワーメント支援施策の追加です。エンパワーメントとは女性が力をつけることの意味で、女性が自身の能力を十分に発揮し活躍できるよう、チャレンジのための学習機会の提供や相談や情報提供を実施します。

その他といたしまして、第3次太子町男女共同参画プラン策定に関して、先ほど課長の話でもありましたが、現在2次プランの計画目標を「充実」「推進」としていましたが、計画をより確実に推進するため、数値で表示できる施策について、数値目標の設定を検討したいと思っています。

議事の3、第3次太子町男女共同参画プラン追加施策等調査結果についての説明は以上です。

#### (4) 住民アンケート調査（素案）について

事務局： 続きまして、議事4、「太子町男女共同参画プラン住民アンケート（案）」についての説明をさせていただきます。会議資料の⑥をご覧ください。

このアンケートは第3次プランに広く住民の意識や現状、要望などを取り入れるため実施いたします。実施概要といたしましては、対象を町内在住の20歳以上の男女1,000人とし、無作為抽出とします。アンケート（案）は別添のとおりです。実施予定期間は委員会で審議後、速やかに実施します。特記事項といたしましては、第3次プランに追加予定の「DV基本計画」関係の質問も盛り込んでいます。結果分析と集計は事務局である企画政策課で実施し、分析等はプロジェクトチームで行い第3次プランへ反映させます。

それでは、アンケート内容を具体的に説明しますので、アンケートをご覧ください。まず、表紙で協力依頼と記入についての説明をしています。

続いて1ページ目、あなた自身のことについて、問1で性別、問2で年齢を年代別、問3で居住地区について、質問しています。問4では最終学歴、問5では既婚未婚の有無、問6では子どもの有無、問7その子どもの現状についての質問です。次に問8は家族構成について質問しています。続いて2ページは就労についてです。問9は仕事をされているかを質問し、問10は仕事をしていない方への質問で今後の就労の予定を聞いています。問11は女性が仕事をすることについての考えを聞いています。問12は結婚出産介護を理由に仕事をやめた経験があるか、問13は問12で仕事をやめたことがある方への質問で、そのとき仕事を続けたかどうかの質問です。問14では仕事を続けたかったのに続けられなかった理由、問15男女がともに働き続けるためには、どのようなことが必要だと思ったかの質問です。続きまして、3ページから、仕事と家庭についての質問をしています。問16「男は仕事、女は家庭」という考え方についてどう思いますか。問17子どもはどのように育てた方がよいと考えているか。問18あなたの家庭での役割分担はどうなっていますか。問19「男性がもっと家庭生活に参加する必要がある」という考え方がありますが、あなたはどう思いますか。問20男性が家事、育児、介護などに積極的に参加していくためにはどのようなことが必要だと思いますか。問21育児や介護を行うために、法律に基づき「育児休暇」・「子の看護休暇」・「介護休業」・「介護休暇」を取得できる制度があります。あなたは、これらの制度を利用したことがありますか。問22「制度を知っていたが利用したことがない」と答えた方にどのような理由からかを質問しています。続きまして5ページからは社会参加活動についての質問です。問23仕事の関係以外で、あなたは何か教養や趣味・スポーツ、その他の地域活動や各種のボランティア活動を含む社会活動をしてい

ますか。あるいはしてみたいと思いますか。問 24 あなたが地域活動や社会活動について参加するときに、支障になる（なっている）と思われるものは何ですか。続いて 6 ページの問 25 からはセクシュアル・ハラスメント、パワー・ハラスメントについての質問です。あなたは、職場や地域社会、学校などでセクシュアル・ハラスメントやパワー・ハラスメントの被害に遭われたことはありますか。問 25- (1) 被害について、どこ（だれ）かに相談しましたか。続きまして、問 26 夫（または妻）、恋人からの暴力（DV）について、あなた自身の経験をお聞きします。問 26- (1) DVを受けた後、どこ（だれ）かに相談しましたか。問 26- (2) どこ（だれ）にも相談しなかったのはどうしてですか。続きまして問 27、他の人のDV被害（疑いがある場合も含む）を、見たり聞いたりしたことがありますか。続きまして、9 ページより政策・方針決定の場における男女共同参画についてお聞きしています。問 28 政治や行政において、「政策の企画や方針決定の過程に女性が進出していない」と言われていますが、あなたはその理由が何であるかと思いませんか。問 29 問 30「政策の企画や方針決定の過程に女性の参画が増えること」によって、社会がどう変化すると思いませんか。続いて、男女共同参画に対するお考えについてお聞きします。問 30 日本の社会での現在の男女の地位は、どの程度平等になっていると思いませんか。問 31 男女共同参画社会を実現するために、どのようなことが必要だとお考えですか。質問については以上の 31 問で最後に自由意見を記載していただきます。

以上でアンケート素案についての説明を終わります。

勝木委員長： ご説明ありがとうございました。まず太子町男女共同参画プラン策定に追加すべき施策につきましては、これがすべてということではないですよ。

事務局： はい。これは、プロジェクトチームで現在出ているものを紹介させていただいたもので、すべてではありません。その他に何かご意見がありましたらご提案いただけましたら参考にさせていただきたく思っております。

勝木委員長： 何かご意見ございましたらお出しください。これは今日でなくてもよろしいかと思えますので、ご意見がありましたら、後日事務局のほうへご提案ください。

勝木委員長： その次の、第 3 次太子町男女共同参画プラン策定に関しては、計画の目標を現在の「充実」「推進」からできるかぎり数値で表したいとのことですが、ほとんどの市町の計画の中には数値目標が入っています。入っていないほうが少ないと思えますのでそれによろしいかと思えます。

続きまして、町民アンケートについて何かご意見ございますでしょうか。

清水副委員長： 多岐に渡る内容のアンケート案だと思うのですが。今回プランにDV対策基本計画を組み込まれることから、DVに関する質問をされていまして、その中でひとつだけ気になりましたので提案させていただきます。DV対策については、DV被害者の早期発見と早期支援体制の連携強化が目的にあがっています。それをふまえますと、今回のセクハラ・DVについて、問 25 問 26 問 27 はいいかと思うのですが、特に今回DV対策基本計画を作られるのであれば、さらにどのような支援体制があれば「早期発見や早期支援が確実にになっていくと思われませんか」の設問を追加されたらどうかと思えます。これは、相談窓口や支援を行うには人とお金が必要となってきますが、質問をすることでその存

在を住民の皆様にご存知いただき啓発の意味もありますし、今後事業を推進していく上での住民要望の根拠としていくことができますので、具体的な支援を列挙していただいでそこからいくつか選んでいただくような項目をひとつ入れていただけたらと思います。

勝木委員長： 何か参考になる資料になるものがあればよろしくをお願いします。

清水副委員長： 平成16年の姫路市のDV調査にもあがっていましたが、私もそれを参考にしましたが、その他、近隣市町を参考にいただけたらと思います。

勝木委員長： それから、ここでは被害に遭われたことが有るか無いかの設問でしたが、それだけではなく、被害に遭われた方を見たり聞いたりしたことがある方はかなりいらっしゃると思いますのでそれも聞いていただけたらと思います。

滝北委員： すみません、DVに関してですが、本人から役場に相談があったとしますと相談を受けて、被害者が今いる住居が危険である場合の対応はどうされているのでしょうか。

すぐに「あいめっせ」に連絡しているのでしょうか。それともシェルターなどの逃げ場を教えてくれる場所があるのでしょうか。

事務局： 太子町はシェルター的な施設がありませんので、そのような相談があった場合は、ご本人から詳しいお話を聞き取りまして、必要があれば、女性家庭センターに引き継ぐことになっています。昨年度の太子町での窓口相談件数は2件あったそうです。

勝木委員長： 相談窓口は福祉課ですか。

事務局： はい。社会福祉課が窓口となっています。

清水副委員長： 太子町は婦人の相談窓口は持たれていますか。

事務局： 婦人に特化した相談窓口はありませんが、社会福祉協議会で「心配事相談」の窓口を持っています。

勝木委員長： アンケートに関してですが、本人の現状と考えに関する質問の順番が混同している件と、政策・方針設定の場における設問がDVやハラスメントの後に位置している関係で、設問の順序を整理したほうが良いかと思っておりますので、会議の後にアドバイスさせていただきたいと思っております。

事務局： その点につきましては、アンケートを今後、委員長副委員長の監修のもと修正させていただきます、後日修正案を委員の皆様へ郵送させていただきますと思います。

勝木委員長： あと、アンケートの実施件数については、1,000件でしょうか。各年代の男女別とのことだと、せつかくされるのであれば、回収率を考えると、もう少し多いほうが良いかと思うのですがどうでしょうか。

清水副委員長： 私の予想ですが、20代30代の回収率が悪いと考えられますので、未来に向かって作成するプランであるのでその世代の発送件数をもっと増やされてはいかがでしょうか。

勝木委員長： また、アンケートの回答者ですが、昔から世帯に来たアンケートは女性が回答すべきだとの認識が残っているようですので、きちんと回答者ご本人に回答いただくよう明記していただきたいと思います。

事務局： アンケートの協力依頼の文面には委員長が言われたように、ご本人が回答いただくよう記載しています。また、本人の記入が難しいようでしたら家族が補助して回答いただくように記載しているのですが。

勝木委員長： そのあたりは、重点的にお願いします。特に30代40代の男性が一番回収率が悪いで

すのでその世代の回答を期待します。

事務局： 先ほどのご提案にありました、1,000件では回収率を考慮すると少ない件、また、若年層の回収率が悪いことを予想し多く送付する件につきまして、事務局で再度検討させていただきます。

勝木委員長： 他にご意見、ご質問等はございませんでしょうか。

大変多岐にわたる内容でしたが、なにぶん回数が少ないもので1回にかける時間が長くなりました。

それでは、以上をもちまして、本日の審議事項は全て終了いたしました。これをもちまして、第1回太子町男女共同参画プラン策定委員会を閉会いたします。皆様には、終始熱心なご審議をいただきまして有難うございました。私の役は、一通り終えまして、事務局のほうにお返ししたいと思います。

## 10 その他

事務局： 勝木委員長どうもありがとうございました。

勝木委員長の議事進行により、本日予定していました案件は、全て終了いたしました。

委員の皆様には、長時間に亘りご審議を賜りありがとうございました。

なお、皆様方の委員報酬につきましては、後日、指定いただきました預金口座に振込みいたしますので、ご確認をよろしくお願いいたします。

また、第2回太子町男女共同参画プラン策定委員会については、12月頃を予定しておりますが、日程が決まりしだいご案内させていただきますので、ご出席いただきますようお願いいたします。

それまでに委員の皆様へは、アンケート結果やプロジェクトチーム作業等の進捗状況につきまして、資料提供等をさせていただく予定としております。

本日は、ありがとうございました。

平成25年10月17日

署名委員

泉尾 啓之 

小田 久美子 